

くま弁ニュース



～令和2年7月豪雨災害編(第2号)～

熊本県弁護士会

<http://www.kumaben.or.jp/>



2020年(令和2年)8月1日

※本書面の情報は令和2年8月1日時点のものです。

困りごとと無料相談のご案内

◇無料「電話」相談 ※予約不要

日弁連統一ダイヤル (平日: 午前11時～午後3時) ※令和2年10月30日まで

☎0120-254-994

熊本県弁護士会専用ダイヤル (平日: 午後0時～午後2時)

☎096-312-3252 ※通話料はかかります。

◇無料「面談」相談予約窓口 (平日: 午前9時～午後5時)

☎096-325-0009

※県内各地の相談センターにご案内します。 ※予約をお願いします。

※人吉にも相談センターがあります。

①「罹災(りさい)証明書」って何ですか? 何に使うの?

災害による**住家の被害の程度**を証明する書面で市町村長が発行します。

被害の程度に応じ、**全壊・大規模半壊・半壊・準半壊・一部損壊**の5段階で認定されます。

罹災証明書は、以下のような各種被災者支援制度の判断材料となるとても重要なものです。

- 応急修理制度 (裏面③で解説)
- 公費解体 (裏面④で解説)
- 仮設住宅 (裏面⑤で解説)
- 被災者生活再建支援金 (裏面⑥で解説)
- 被災ローン減免制度 (表面相談TOP5「第5位」で解説)
- 災害援護資金貸付 (最大350万円・当初3年間無利子)
※窓口: 各自治体
- 災害復興住宅融資 (家屋再建のための低金利融資)
※窓口: 住宅金融支援機構

罹災証明書	
世帯主住所	
世帯主氏名	
罹災原因	年 月 日の による
被災住家の所在地	
住家の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)
備考	
上記のとおり、相違ないことを証明します。	
年 月 日	
〇〇市町村長 印	